

資料1

評価項目及び評価点配分

豊中市上下水道局庁舎総合管理業務の委託契約に係る総合評価一般競争入札(標準型)

令和6年10月11日

豊中市上下水道局

評価項目	配点	項目	詳細	提出書類	加 点 方 式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
3 公共性評価	15	①-1 知的障害者の新規雇用	① 知的障害者の新規雇用予定者(現職就業者は問わない)数に応じて評価する。	① 知的障害者新規雇用予定者数報告書(様式5-1) ② 就労支援機関等との協議報告書(様式8-3)	① 新規雇用予定者数に依りて評価(現場就業を問わない。)＜15点＞ →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(常雇用雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の労働時間は切り捨てる)とする。また、重度知的障害者(障害手帳の障害の程度が4)については、1名をもって2名と数とする。 →1週あたりの労働時間が5時間未満の雇用予定者については、加算の対象とならないが、1週あたりの労働時間が、5時間以上30時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の労働時間は切り捨てる)して人数を算出する。また、重度知的障害者については、1週あたりの労働時間に2を乗じた時間に換算する。 →[1名で6点とする。]	・知的障害者新規雇用予定者数報告書(様式5-1)により確認(必要に応じ市のヒアリング結果を含め)を行う。 ・知的障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該事業において、評価時に知的障害者新規雇用予定者数報告書(様式5-1)で提案した雇用予定者に変更(評価時点が減少する変更は認めない。)が生じた場合は、その制度、選考に届け出なければならぬ。この場合においては、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類、障害手帳の写し等の必要書類もあわせて届け出なければならない。 ・市は必要の制度、ヒアリングを行う。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容に満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
	7	①-2 知的障害者の継続雇用	① 令和4年度に実施した当該施設の総合計画一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している知的障害者1名に對する継続雇用等に対する提案を評価する。	① 知的障害者の継続雇用等に関する提案書(様式5-3)	① 継続雇用等に対する意思を評価する。(当該施設)＜7点＞ 継続雇用等に関する提案書を提出しない場合は評価点は0点とする。 ※解雇後継続がある場合の評価点は4点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合は除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第81条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは重中市上下水道局庁舎をいう。	・知的障害者の継続雇用等に関する提案書(様式5-3)により確認を行う。 ・知的障害者の継続雇用等に関する提案書(様式5-3)により提案を受けた内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容に満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを認める書類(障害手帳)の写しの提出を求めるものと雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。
	15	②-1 精神障害者の新規雇用	① 精神障害者の新規雇用予定者(現職就業者は問わない)数に応じて評価する。	① 精神障害者新規雇用予定者数報告書(様式6-1) ② 就労支援機関等との協議報告書(様式8-3)	① 新規雇用予定者数に依りて評価(現場就業を問わない。)＜15点＞ →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(常雇用雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の労働時間は切り捨てる)とする。 →1週あたりの労働時間が5時間未満の雇用予定者については、加算の対象となないが、1週あたりの労働時間が、5時間以上30時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の労働時間は切り捨てる)して人数を算出する。 →[1名で6点とする。]	・精神障害者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)により確認(必要に応じ市のヒアリング結果を含め)を行う。 ・精神障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数等の提案内容に満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
	7	②-2 精神障害者の継続雇用	① 令和4年度に実施した当該施設の総合計画一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している精神障害者1名に對する継続雇用等に対する提案を評価する。	① 精神障害者の継続雇用等に関する提案書(様式6-3)	① 継続雇用等に対する意思を評価する。(当該施設)＜7点＞ 継続雇用等に関する提案書を提出しない場合は評価点は0点とする。 ※解雇後継続がある場合の評価点は4点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合は除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第81条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは重中市上下水道局庁舎をいう。	・精神障害者の継続雇用等に関する提案書(様式6-3)により確認を行う。 ・精神障害者の継続雇用等に関する提案書(様式6-3)により提案を受けた内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容に満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを認める書類(精神障害者足踏器取扱手帳または、障害手帳)の写しの提出を求めるものと雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。

評価項目	配点	評価内容		提出書類	加 点 方 式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
		項目	詳細			
3 公共性評価	15	③-1 身体障害者の新規雇用	①身体障害者の新規雇用予定者(現職従業員は問わない)数に占める割合を評価する。	①身体障害者新規雇用予定者数報告書(様式7-1) ②就労支援機関等との協議報告書(様式8-3)	①新規雇用予定者数(現職従業員を問わない)・雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(準雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨て)とする。また、重度身体障害者(身体障害者手帳1・2級)については、1名をもって2名分とする。 ②1週あたりの労働時間が5時間未満の雇用予定者については、加算の対象とならないが、1週あたりの労働時間が、5時間以上30時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名30時間に換算(換算の結果、30時間未満の労働時間は切り捨て)して人数を算出する。また、重度身体障害者については、1週あたりの労働時間に2を乗じた時間を換算する。 ③「1名で6点とする。」 ④【豊中市に居住する身体障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき3点(重度身体障害者も同様)を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の労働時間は切り捨て)して3点を加算する。】	・身体障害者新規雇用予定者数報告書(様式7-1)により確認(必要に よる市のアリリング結果を参照)を行う。 ・身体障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和7年4月11日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が認められない場合は、契約の解除等を行うことがある。
		③-2 身体障害者の継続雇用	①令和4年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している身体障害者1名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。	①身体障害者の継続雇用等に関する提案書(様式7-3)	①継続雇用等に関する提案を評価する。(当該施設)＜7点＞ ※継続雇用等がある場合の評価点は4点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇された場合を除く。 ②本人の責めに帰すべき理由等とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第81条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは豊中市上下水道局庁舎をいう。	・身体障害者の継続雇用等に関する提案書(様式7-3)により確認を行う。 ・身体障害者の継続雇用等に関する提案書(様式7-3)により提案を受けた内容は、令和7年4月11日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が認められない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることとを証する書類(身体障害者手帳)の写しの提出を求めるとともに、雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。

豊中市上下水道局庁舎総合管理業務 総合評価一般競争入札(令和6年10月11日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目	評価内容		提出書類	加 点 方 式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
	分類	細分類	項 目	詳 細	
3 公共性評価	(1) 福祉への配慮		18	④就労困難者の新規雇用予定者(現職就業は問わない)数に応じて評価する。 ①就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式8-1) ②就労支援機関等との協議報告書(様式8-3)	・就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式8-1)により確認(必要に応じて市のヒアリング結果を含め)を行う。 ・就労困難者の新規雇用で就業を促した雇用予定者数等の内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕替書に決定されたものと算定。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた場合は、雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			26	①次の1～4について、事業者の雇用を要請するための支援体制の提案(豊中市内の就労支援事業相談窓口等の支援機関に相談を行った具体的な内容)の有無及び提案内容を評価する。 1. 事業者自身の専任支援者の配置 2. 雇用の適任に応じた配置 3. 事業者の協力による支援者の配置(これらまでの支援や予定) 4. その他 ⑤-1事業者の雇用を要請するための支援体制	・事業者就業支援企画書(様式9-1)により、具体的な支援内容の確認(必要に応じて市のヒアリング結果を含め)を行う。 ・支援体制の企画提案内容は仕替書に決定されたものと算定。 ・支援体制導入後は事業者就業支援実施報告書(様式9-2)により報告を求め確認を行う。
			8	①指定施設等への業務発注予定金額に応じて評価する。 ②指定施設等への業務発注計画書(様式9-3)	指定施設等への業務発注計画書(様式9-3)により確認(必要に応じて市のヒアリング結果を含め)を行う。 ・計画の内容は仕替書に決定されたものと算定。 ・本業務の履行開始日以降に提案内容の案内により変更が生じた場合は、本市から予定通り契約内容を満たすため口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は契約の解除を行うことがある。

豊中市上下水道局庁舎総合管理業務 総合評価一般競争入札(令和6年10月11日公告)評価項目・評価点の配分

評価項目 分類	評価項目 配点	評価項目 項目	評価項目 内容	提出書類	加 点 方 式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
(2) 画男 へ女 共 配 同 参 画	60	24	①-1女性の活躍推進への取組み 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基き、一般競争事業主行動計画の策定又は認定を評価する。	①男女共同参画への配慮(様式13-1) ①-1 厚生労働大臣(労働局)に提出した書類で交付印が押してあるもの(写し、または又は認定適合一般競争事業主認定通知書の写し)	下記の取組みを行っているれば加算する<24点> ・常時雇用する労働者が101人以上の企業 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づき認定(えるほし認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者が100人以下の企業 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、一般競争事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。	・提出された書面又は写しなどで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
		12	①-2女性の活躍推進への取組み(豊中市) ①豊中市内における女性の活躍推進を促すことを目的に、「女性活躍推進事業者」の認定を評価する。	①男女共同参画への配慮(様式13-1) ①-1 豊中市女性活躍推進事業者認定証の写し	下記の取組みを行っているれば加算する<12点> ・豊中市女性活躍推進事業者認定証を受けている。	・提出された書面又は写しなどで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
		24	②仕事と子育ての両立への取組み 次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定又は認定を評価する。	①男女共同参画への配慮(様式13-1) ①-1 厚生労働大臣(労働局)に提出した書類で交付印が押してあるもの(写し、または又は認定適合一般競争事業主認定通知書の写し)	下記の取組みを行っているれば加算する<24点> ・常時雇用する労働者が101人以上の企業 ・「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づき認定(くるみんマークの認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者が100人以下の企業 ・「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。	・提出された書面又は写しなどで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
		10	①入札参加者の脱炭素に向けた取組みを評価する。 (評価項目) 1.脱炭素に向けた方針の策定等 2.再生可能エネルギー導入の推進	①環境への配慮の取組み状況報告書(様式14) ①-1:脱炭素宣言、脱炭素経営宣言、デarbon宣言などの脱炭素宣言を行っている。2点 ①-2:下記の取組みを行っているれば加算する。<最大6点> ・ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの認定を受けている建築物を自社で所有している。2点 ・再生可能エネルギー比率の高い電力事業者との契約。2点 ・自家発電システム(太陽光発電、ガス発電(燃料電池システム)、風力発電装置のいずれかの設置。2点 ・企業グループでの電力調達。2点	①-1:下記の取組みを行っているれば加算する。 ・ゼロカーボン宣言、脱炭素経営宣言、デarbon宣言などの脱炭素宣言を行っている。2点 ・脱炭素に取り組むための計画やマニュアルなどを策定している。2点 ①-2:下記の取組みを行っているれば加算する。<最大6点> ・ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの認定を受けている建築物を自社で所有している。2点 ・再生可能エネルギー比率の高い電力事業者との契約。2点 ・自家発電システム(太陽光発電、ガス発電(燃料電池システム)、風力発電装置のいずれかの設置。2点 ・企業グループでの電力調達。2点	・提出された書類、写しなどで確認する。 ZEBの認証及び自家発電システム等については、入札参加者名簿のものか確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
(3) 環 境 へ の 配 慮	20		①事業者の環境配慮にかかると車先行動を評価する。 (評価項目) 1.グリーン購入やグリーン契約による物品や役務の調達 2.事業者内報の環境配慮にかかると取組みの業務(分別の徹底、プラスチックごみの削減、プラスチック代替材料、ハイブリッド車の活用など) 3.次世代自動車(燃料電池自動車・電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・低燃費かつ低排出ガス認定自動車)の導入	①環境への配慮の取組み状況報告書(様式14) ①-1:社内指針や調達文書など写し ①-2:社内指針や調達文書、社内報、取組みを通知・啓発しているものなど写し ①-3:車両購入契約書、車両リース契約書、車検証の写し	下記の取組みを行っているれば加算する。<10点> ・社内指針や調達文書、社内報等において、グリーン購入やグリーン契約、ごみの分別や削減に関する呼びかけを行っている。4点 ・次世代自動車の導入台数が0台 0点 ・次世代自動車の導入台数が25%未満 2点 ・次世代自動車の導入台数が50%未満 4点 ・次世代自動車の導入台数が50%以上 6点	・提出書類をもとに確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要
		10	②環境配慮車先行動の取組み			

豊中市上下水道局庁舎総合管理業務 総合評価一般競争入札(令和6年10月11日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目 分類	項目	評価内 容		提出書類	加 点 方 式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
		評 価 点	細 則			
(4) 災害時の業務体制	①災害時における業務の執行体制	20	①-1 災害時等に契約業務を適正に執行するための交通手段や人員配置等の社内体制、災害時の緊急連絡体制(BCP)等緊急時の対応マニュアル等(様式15) ①-2 地震や火災等の被害発生、災害時の緊急対応を要する状況下での業務の継続性、災害時の被害防止、防災・減災に取組んでいる事項を評価する。	①-1 災害時等の業務執行体制等報告書(様式15) ①-2 防災・減災に関する取組み事項報告書(様式16)	①-1 災害時、又は公共交通安全確保が停止した場合は、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や人員配置等の社内体制が確保されているか、その有効性、実現性を評価する。また、災害時の緊急連絡体制(BCP)等の緊急時の対応マニュアル等(様式15)の提出を求める。また、必要に応じて市のヒアリングを行う。 ①-2 報告書の内容に基づき、社会・営業所の脆弱性、災害時の被害防止、防災・減災に取組んでいる内容を確認を行う。また、必要に応じて市のヒアリングを行う。	①-1 報告書の内容に基づき、災害時、又は公共交通安全確保が停止した場合は、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や人員配置等の社内体制が確保されているか、その有効性、実現性を評価する。また、災害時の緊急連絡体制(BCP)等の緊急時の対応マニュアル等(様式15)の提出を求める。また、必要に応じて市のヒアリングを行う。 ①-2 報告書の内容に基づき、社会・営業所の脆弱性、災害時の被害防止、防災・減災に取組んでいる内容を確認を行う。また、必要に応じて市のヒアリングを行う。
	②入札参加停止又は入札参加除外措置の有無	-40	公告日から過去3年以内に本庁又は他行政庁(国含む。)から入札参加停止又は入札参加除外措置を受けたことがある場合に、減点評価する。	①入札参加停止措置等状況調査書(様式17) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終了がわかる書類)	対象期間:公告日から過去3年以内(令和3年10月12日から令和6年10月11日まで) 対象となる処分:入札参加停止又は入札参加除外措置(以下「参加停止等」)を受けたことがある。(40点減点) ※参加停止等の期間が1年以上前の場合、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※参加停止等を受けていない場合…配点×0% ※参加停止等の期間が6ヵ月未満の場合…配点×50% ※参加停止等の期間が6ヵ月以上の場合…配点×100%	・提出された書面などで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
減点評価	③契約解除の有無	-50	公告日から過去3年以内に本市から契約解除を受けたことがある場合に、減点評価する。	①入札参加停止措置等状況調査書(様式17) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終了がわかる書類) ③契約解除通知書の写し	対象期間:公告日から過去3年以内(令和3年10月12日から令和6年10月11日まで) 対象となる処分:本市から契約解除を受けたことがある。(50点減点) ※契約解除の日が1年以上前の場合、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※過去の履行契約において不正又は不誠実な行為等を理由に文書により警告を受けたことがある場合…配点×50%×件数 ※過去の履行契約において契約解除を受けたことがある場合…配点×100%	・提出された書面などで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
	④書面での警告の有無	-10	公告日から過去3年以内に本市から不正又は不誠実な行為等を理由として、豊中市入札参加停止基準第8条の規定による書面での警告を受けたことがある場合に、減点評価する。	①入札参加停止措置等状況調査書(様式17) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終了がわかる書類) ③書面による警告の写し	対象期間:公告日から過去3年以内(令和3年10月12日から令和6年10月11日まで) 対象となる処分:過去の履行契約において不正又は不誠実な行為等を理由に文書により警告を受けたことがある場合…配点×50%×件数 ※文書による警告を受けた日が1年以上前の場合、当該算定結果に0.5を乗ずる。	・提出された書面などで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
合 計		1,000				